

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-1

記入日 平成25年 5月23日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	保健衛生事務に要する経費 ① 献血事業 ② 医師会等補助金に要する経費		作成課・係	健康増進課予防係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実			
関連計画・根拠法令等	①-①鎌ヶ谷市献血推進協議会設置 ①-②安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 ②-②鎌ヶ谷市補助金交付要綱 (4)								
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	
関連類似事業名						3. 市	業開始年度	平成13年度以前	事業終了予定年度
						4	1	0202	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	①住民及び市内に在る者(16歳以上70歳未満) ②鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、習志野保健所管内食品衛生協会	①鎌ヶ谷市に居住する献血可能人口	統計かまがや
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	①② 習志野保健所・赤十字血液センターと協力し、キャンペーンや献血を実施する。また、鎌ヶ谷市献血推進協議会を開催し、献血推進施策の実績について確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行う。 ③鎌ヶ谷市医師会、船橋歯科医師会、習志野保健所管内食品衛生協会の研究事業等に対して、市は補助し保健・歯科医療の発展と公衆衛生の向上を図る。	①献血実施日数	業務取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	①献血についての理解と協力を求め、献血者の増加を図る。 ②市民は事業体制の充実の中で適切な医療等を受けることができる。	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	①献血者数を確保し、血液の安定供給に寄与する。 ②各種健(検)診・予防接種・歯科健診・食中毒予防事業において、事業体制の整備は市民への公衆衛生向上に寄与することができる。	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度( ) 今後の計画総額
	コスト・指標	千円						
	(1)総事業費 自動計算	千円	21,194	17,987	17,577	17,332	17,570	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	21,194	17,987	17,577	17,332	17,570	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間 /年	105	110	110	110	110	0
	①正職員(時間内)	時間 /年	102	102	102	102	102	
	②正職員(時間外)	時間 /年	3	8	8	8	8	
③非常勤職員	時間 /年							

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	77,848	77,964	77,857	77,616	77,065
②		人	1,791	2,065	1,860	1,632	1,792	
③								
(2)活動指標	①	日	28	26	28	30	28	
	②	回	1	1	1	1	1	
	③	回	95	104	99	93	93	
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人	747	671	695	842	737	
	②	人	936	1,156	996	4,007	3,624	
	③							
(4)施策成果指標	①	%	67.4(200ml) 51.2(400ml)	63.0(200ml) 46.0(400ml)	70.4(200ml) 43.9(400ml)	104.8(200ml) 50.9(400ml)	46.4(200ml) 54.7(400ml)	
	②	人	52,149	52,430	50,703	52,189	56,409	
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。		①献血可能人口の減少や、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	①1964年に輸血用血液は献血によってのみ確保することを決定し、地方公共団体は、献血思想の普及と献血者の組織化を図ることとなった。鎌ヶ谷市においても、昭和51年に献血推進協議会を設置し、献血思想の普及と献血者の組織化を図っている。 ②昭和51年度より補助金交付	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	①献血会場として大型店舗イオン、産業フェスティバル、健康フェア等人的の集まる会場で実施した。②医療制度改革により、老人保健制度(健康増進法等)、介護保険制度等が大きく変革している中、当該団体との協力、連携を図ることは必然となってきている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	①献血可能人口の減少や、変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生に伴う献血制限等により、献血を希望している者でも献血できない事態も出てきたため、より多くの協力希望者を募る必要が出てくる。②補助金対象となっている事業は、地域での公共性が高く、また公益上必要でありその研究成果が公衆衛生の向上に結びついている。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	①低比重や献血可能条件の制約等で献血できない者がある。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? ①安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律により、市町村は献血について住民の理解を深めるとともに、献血が円滑に実施されるよう必要な措置を講じなければならないとされており、市の関与は妥当である ②地方自治法第232条の2に基づく公益団体であり、鎌ヶ谷市補助金交付要綱に基づき交付しているため妥当である。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。 ①血液の安定供給は、市民が突発的な事故や災害時において適切な献血医療を受けられ、安心して生活することも目的としているため、妥当である。 ②市民が安心して健康を保持して行く上で、その妥当性は高いといえる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか? ①献血が可能な年齢は決まっており、対象を変更することはできない。 ②団体の事業の充実は、市民によりよい環境を提供することができる。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? ①県内医療機関への安定的な血液の供給は、必要不可欠であり廃止はできない。 ②地方自治法第232条の2に基づく公益団体であり、鎌ヶ谷市補助金交付要綱に基づき交付しているため廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかりすぎではないか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? ①献血自体は血液センターが実施するため、効率的といえる。 ②平成16年度と平成20年度にコストを削減した(21年度から24年度まで20年度と同額)
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) ①献血者が減少する様々な要因がある中で、市は血液の安定的な供給を確保するため更なる努力が必要である。 ②今後の少子高齢化社会のなかで、より一層団体との協働、連携を図ってきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	①引き続きイオン等の大型ショッピングセンターで献血を実施し、より多くの者が献血に協力する機会を確保する。 ①産業フェスティバル、福祉健康フェア等多数の人が集まる場所で献血を実施する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	①市のホームページや広報による積極的な啓発活動に加え、イオンや産業フェスティバルなど人の集まる採血場を継続して確保した。 ①赤十字血液センターや実施会場等との更なる調整が必要となる。また、市民の協力が得られるよう啓発グッズを協力者に配布した。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	①引き続きイオン等の大型ショッピングセンターで献血を実施し、より多くの者が献血に協力する機会を確保する。 ①産業フェスティバル、福祉健康フェア等多数の人が集まる場所で献血を実施する。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: 当てはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	健康づくり推進に要する経費				作成課・係	健康増進課成人保健係									
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります				施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.1 健康づくりの推進							
関連計画・根拠法令等	①健康増進法		②食育基本法		③いききプラン健康かまがや21		④鎌ヶ谷市食育推進計画								
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市	事業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度			
関連類似事業名								予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	1	予算コード	0401

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	一般市民		①一般市民	鎌ヶ谷市常住人口表(4月1日)
			②	
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	①生活習慣病予防のための教室等を開催する。種々の媒体利用、グループワーク、試食等による啓発を行う。		①栄養改善事業参加者数	業務取得
	②各種健康相談、健康診査、保育園、学校等であらゆる年齢層に食育を推進する。		②食育推進事業参加者数	業務取得
	③食生活改善協議会事業(中学生ヘルスサポーター講習会、健康増進重点事業、健康づくり料理教室(保育つき)等)を支援する。	③食生活改善推進員活動回数	業務取得	
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	基本事業成果指標等	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	食習慣・生活習慣を見直すことにより、生活習慣病の発症を予防できる。		①特定保健指導実施率	業務取得
			②肥満児の割合	業務取得
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
生活習慣病予防の正しい知識を持ち、実践できる。		①肥満者割合	業務取得	
自らの健康は、自ら守ることができる。		②高血圧者割合	業務取得	
	③高血糖者割合	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額	
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額		
コスト・指標	(1)総事業費	自動計算	千円	2,527	4,868	2,254	2,555	4,794	0
	①国庫支出金		千円						
	②県支出金		千円	517	490				
	③市債・その他財源		千円						
	④一般財源		千円	2010	4378	2254	2555	4794	
	(2)総所要時間	0.5単位	時間/年	4644	5811	6290	4818	6647	0
	①+②+③	自動計算							
	①正職員(時間内)		時間/年	4000	5000	5500	4100	4100	
	②正職員(時間外)		時間/年		228	142	171		
	③非常勤職員		時間/年	644	583	648	547	2547	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	105,345	105,771	106,838	108,399	108,816
②								
③								
(2)活動指標	①	人	6,039	6,244	6,348	8,390	7,874	増加させる
	②	人			2,126	2,475	2,357	増加させる
	③	回	323	275	327	298	300	増加させる
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	%	62.5	30.2	24.4	28.4	23.5	増加させる
	②	%	3.0	2.2	1.8	3.2	2.3	減少させる
	③							
(4)施策成果指標	①	%	26.4	24.1	23.8	23.5	24.1	減少させる
	②	%	37.0	33.2	30.7	28.1	25.9	減少させる
	③	%	9.0	8.7	8.9	8.6	8.8	減少させる
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。		特定健康診査の結果を用い、服薬でコントロール良好の者は除く。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	昭和53年、生活スタイルの変化や食の欧米化などにより、生活習慣病(当時は成人病)の有病者数が増加してきたため、事業を開始した。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのよう に変わったか ※新規は記入不要	生活習慣病の有病者が増加し、医療費を圧迫していることから、平成20年度より、メタボリックシンドロームに視点を おいた「特定健康診査・特定保健指導」が導入された。保健 指導対象者には、きめ細やかな支援が実施された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わる ことが予想されるか	食やライフスタイルが多様化し、年代や個人による差 が大きくなると考えられ、自身で適切な選択をすること が欠かせない。子どもから高齢者まで、年代にみあ った食育をしていくことが必要になると考えられる。	(4)事業について市民や 議会の意見(市民意識 調査、個別要望・意見)	教室参加により、自身の食生活を見直す機会とな り、具体的な目標を立てられる。調理実習により、 食事の基礎を知り、新たな知識を得ることができ、 実践に結びつきやすい。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 健康日本21、第二次いきいきプラン健康かがや21、鎌ヶ谷市食育推進計画を推進していく上で、行政が行う健康づくり施策を実施することは不可 欠であり、妥当と考えられる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 個々が自分にあった正しい生活習慣を選択し、実践することで、生活習慣病の予防や自身のQOL(生活の質)の向上を図れるため、妥当と考え られる。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 子どもから高齢者まで、各年代にあった食育を実施することが重要である。広報、チラシ、ホームページ等で周知しているため、公共性は高いと思 われるが、大半は平日の日に実施されるため、参加しにくい方もいる。そのため、イベントによっては土日に開催することで、より多くの市民へ普 及啓発できるようにしている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 知識の普及だけでなく、行動変容を促す学習や継続的な支援が生活習慣病の予防には必要であるため、生活習慣病を発症する危険が高くな る。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 集団指導と個別指導を組み合わせることで実施し、効率性を図っている。
	(6)総合評価	6: 精 査・検証	(今後の方向内容) 今後も内容を検討し、子どもから高齢者への体系的な食育事業を実施し、生活習慣病の予防について、普及啓発していく。引き続き、広報、チラシ 配布、ホームページ掲載等で、事業への参加者を増やしていく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	・緊急雇用促進事業により実施してきた食育啓発関連事業を平成24年度より当予算で実施していく。そのため、若年層から高齢者への体系的な生活習慣病予防に関する食生活について普及していく。 ・平成23年度に引き続き、食育のホームページの内容を充実させ、健康づくりの啓発活動を行うとともに、事業参加者の増加につなげていく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	・食育推進計画を軸とし、若年層から高齢者までの生活習慣病予防に関する食生活の啓発ができた。 ・食育のホームページに、事業案内やレシピ等を随時更新し、健康づくりの啓発活動ができた。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	各年代への生活習慣病予防に関する食生活をはじめとする食育を継続するとともに、事業参加の少ない年代である若い世代へは、保育園や小中学生の保護者へと対象を拡大し、普及活動をしていく。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-3

記入日 平成25年5月24日

点検日 平成25年5月27日

事務事業(予算)名	食育推進計画策定事業(「食育推進」関連啓発事業)		作成課・係	健康増進課成人保健係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.1 健康づくりの推進			
関連計画・根拠法令等	①食育基本法 ②健康増進法 ③食育基本計画		④いきいきプラン・健康かまがや21					
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)		予算(項)		予算(目)	予算コード
								30-01

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	市民	①市民	鎌ヶ谷市常住人口表(平成24年4月1日)
		②	
		③	
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	鎌ヶ谷市における「食育推進計画」を遂行していく為の食育推進部会を開催し、関係団体、部署の連携を持ちながら食育を推進していく。また、「啓発媒体の作成」や「啓発媒体を用いた教育活動」を行い、健康と食育に関連したホームページ「食育推進のページ」を更新し、広く情報提供していく。	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①食育推進部会の開催 <small>(※22は食育推進計画策定委員会・作業部会の開催)</small>	業務取得
		②ホームページの更新	業務取得
		③「早ね早起き朝ごはん食育講演会」の継続開催	業務取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	市民の食に関する意識の向上を図ることにより、健康で心豊かな人と街づくりを進める。	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①朝食を毎日摂る子どもの増加	業務取得
		②健康のために食事に気を付けている人の割合	業務取得
		③3才児の肥満児の割合	業務取得
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	すべての人が生活習慣病を予防し、いきいきと健康で長生きすることを目指します。	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①肥満者割合	業務取得
		②高血圧者割合	業務取得
		③高血糖者割合	業務取得

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
コスト・指標	(1)総事業費 自動計算	千円	0	6,163	4,060	3,060	0	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円		6163	4060	3060	0	
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円						
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	0	5058	4468	3247	0	0
	①正職員(時間内)	時間/年		1300	1300	1300	0	
	②正職員(時間外)	時間/年		251	94	135	0	
	③非常勤職員	時間/年		3507	3074	1812	0	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人			107,322	108,399	108,816
②								
③								
(2)活動指標	①	回			9.0	4.0	4.0	継続
	②				構築	更新	更新	継続
	③	回			14.0	14.0	15.0	継続
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%			92.3	91.1	85.3	増加
	②	%			74.8	未	未	増加
	③	%			1.8	3.2	2.3	減少
(4)施策成果指標	①	%			23.8	23.5	24.1	減少
	②	%			30.7	28.1	25.9	減少
	③	%			8.9	8.6	8.8	減少
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。			高血圧の者・高血糖の者のうち、服薬により受診助奨値(特定健康診査)未満の者を除く。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成17年7月15日に「食育基本法」が施行された。鎌ケ谷市においてもひとり一人が食について改めて意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、「鎌ケ谷市食育推進計画」を策定した。平成22、23、24年度「緊急雇用促進事業」の補助金を受け、庁内外の連絡調整を図り計画を策定し、併せて食育計画推進関連啓発事業を実施	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	鎌ケ谷市の人口はこの5年間、ゆっくりとした増加を続けている状態で、世帯数もそれに伴い増加の傾向を示しているが、一世帯当たりの世帯人員数は徐々に減少の傾向を示している。さらに毎日大人と夕食を一緒に食べている子どもの割合は85%を割っている。家庭での健全な食の伝承は十分ではない。さらに、生活習慣病患者の数は年々増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	国の第2次食育推進基本計画の策定により、子ども達とそれを取り巻く家庭での食育について、それぞれの分野での支援の強化が求められるところとなり、鎌ケ谷市においても、各分野の連携がさらに必要となる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	「鎌ケ谷市食育推進計画」策定に関する市民健康意識調査において、食に関する子どもにつけたいか「はい」は「ごちそうさま」など感謝の気持ちや「食事マナーを身につけること」という回答が最も多く、『栄養バランスを身につけること』『早寝・早起きをして正しい生活リズムの中で食生活を続けていくこと。』がそれに続いている。また、食育推進計画策定委員からも食育各分野の関係者が連携しながら推進していく必要があるとの意見がある。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	食に関する課題は鎌ケ谷市においても国、県と同様の課題として把握することができ、ひとり一人が食について改めて意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するため、家庭、学校、保育所・地域を中心に食育の推進に取り組んでいくということが、今後の課題であることから、関与の妥当性は高いと考えられる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	食育推進計画の計画期間5年間における取組後、成果指標の評価を行い、必要に応じてさらに継続する。また8年後には「いきいきプラン・健康かまがや21」に合わせての推進としていくことでさらに目的妥当性は高まる。
	(3)公平性	3: 高い	第2次食育推進計画において、国、県ともに周知から実践へとの方向性を示していることから、イベントや教育活動等広く市民全般に対する周知啓発を図りながら実践の方向に向けての事業展開が必須となる。食育推進にあたり、まず、子ども達の支援から取り組んできたところであるが、今後はさらに対象範囲を保護者及び高齢者に拡大し公平性を高める方向で進めていくこととする。
	(4)有効性	3: 高い	当事業については、国民運動としての取り組みが求められており、今後の継続した取り組みにより有効なものとなる。
	(5)効率性	3: 高い	3年間の緊急雇用促進事業として、計画策定、事業の推進の実施により、各事業の定着が図られ、市民、事業者、行政が連携して食育推進に取り組むことができ、効率化が図れ、対象者及び関係者の食生活に対する意識も向上させることができた。
	(6)総合評価	5: 改善	全小中学校への食育巡回講演会(早ね、早起き、朝ごはん食育講演会)については、児童生徒ばかりでなく保護者に対しての啓発リーフレットを実施日に配布し、学校、学校教育課と連携し、保護者を含め効率的な事業展開することができた。今後は、健康づくり推進のための事業として統合し、継続実施していくこととする。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	市民の食生活に対する意識を向上を図るためには、市民、事業者、行政が連携して食育を推進していくことが重要であるため、「食育推進計画」により鎌ケ谷市健康づくり推進協議会に「食育推進部会」を設置し、今後の食育について推進していくものとする。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	鎌ケ谷市食育推進計画の遂行、及び食育の推進にかかわる食育推進部会の設置、会議の開催。またこの食育推進計画推進に関する、啓発媒体の作成等を行い、啓発媒体を使用した教育活動を行った。さらに「健康と食」に関連した食育のホームページの構築・更新システムを立ち上げた。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	今後、生活習慣病の増加を抑え、医療費の拡大を防ぐためにも、食をとしての心身両面からの健康づくりの必要性は高まってくることから、その取り組みは一層重要なものとなってくる。そこで、緊急雇用促進事業の終了に伴い、今後は健康づくり推進事業として位置づけ、食育推進計画に沿って、更なる取り組みを図ることとする。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: 当てはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-4

記入日 平成25年 5月23日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	予防事務に要する経費		作成課・係	健康増進課予防係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.6 健康を支える保健・医	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実		
関連計画・根拠法令等	①医療法		①-2鎌ヶ谷市総合福祉保健センター設置及び管理条例施行規則		①-3鎌ヶ谷市健康管理センター管理医に関する規定		①-4鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例	
事業区分	継続	前回総合評価	5.改善	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名			予算(款)	4	予算(項)	2	予算(目)	0101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	医療法第10条に基づき、健康管理センターに管理医を設置している。	①健康管理センター管理医	業務取得	
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	管理医は胃部・胸部・乳房X線撮影装置の操作、放射線照射等に関する指示、臨床検査等に関する指示、検診従事者の指揮・監督、各種がん検診に関する管理を行う。	①検診日数	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
健康管理センターに管理医を設置することにより、健康管理センターでの各種検診を、より安全で精度の高い検診を実施することができる。	①各種検診受診者数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
専門的な知識を持つ管理医を設置することにより、市民が安心して検診を受診することができる。	①各種検診受診者数	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
コスト・指標								
(1)総事業費 自動計算		千円	2,726	672	672	672	672	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	2,726	672	672	672	672	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	613	12	12	12	12	0
①正職員(時間内)		時間/年	24	12	12	12	12	
②正職員(時間外)		時間/年	134					
③非常勤職員		時間/年	455					

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度( )年度 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	1	1.00	1.00	1	1
②								
③								
(2)活動指標	①	日	163	167.00	168.00	173	173	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人	22,746	22,568.00	19,423.00	19,440	20,363	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	人	22,746	22,568.00	19,423.00	19,440	20,363	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。		人口の増減、住民の高齢化及び景気低迷による職域検診の減少とそれに伴う受診希望者の増加。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	健康管理センターの設置について、医療法で管理医の設置が義務付けられていたため、設置したものである。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	環境は特に変わっていない。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	医療法の改正等がない限り、市は管理医を設置していく必要がある。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	健康管理センターの管理医については、市民や議会からの意見はとくに出不着い。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 市が健康管理センターの設置者であることから、市が管理医を設置する必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。 医療法に則して設置しているため、妥当である。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 各種検診を受診する全ての市民が対象となるため公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 医療法で管理者を設置する必要があることから、廃止はできない。 受診者は毎年伸びつつあるが、健康管理センターでの検診は現在の体制としては1日に出来る人数が限界に近い。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 事業費については、鎌ヶ谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び、費用弁償に関する条例で定められた毎月の報酬の支出のみなので、コストがかかりすぎているとは言えない。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 市は管理医を設置する義務があること、また、検診の実施について管理医は重大な役割を果たしていることから継続してゆく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	受診希望者の増加に伴う検診日数の見直し等。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	検討した結果、現行通りの健診日数とした。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	引き続き管理医を設置し、設置義務を果たしていく。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-5

記入日 平成25年 5月23日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	各種健(検)診に要する経費		作成課・係	健康増進課予防係					
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実			
関連計画・根拠法令等	①健康増進法第19条の2		②肝炎対策基本法		③がん対策基本法				
事業区分	継続	前回総合評価	6:精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	有	事業実施主体	3. 市
関連類似事業名								4 予算(項)	2 予算(目)
								1 予算(項)	2 予算(目)
								2 予算(項)	0201

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	市内に住居登録があるもので、以下の条件を満たしているもの。胸部・胃がん・大腸がん検診(40歳以上)、乳がん検診(女性30歳以上)、子宮がん検診(女性20歳以上)、肝炎ウイルス検診(40歳以上。但し、平成14年度以降未受診者)、特定健診(高齢者の医療の確保に関する法律20条の加入者に含まれない40歳以上)。 また、女性特有のがん検診推進事業として、乳がん検診(40,45,50,55,60歳)、子宮がん検診(20,25,30,35,40歳)の対象者については、無料で受診できるクーポン券を送付する。	①胃・大腸・胸部(肺がん・結核)検診対象者数 ②乳がん・子宮がん検診対象者数 ③特定健診対象者数 ④肝炎ウイルス検診対象者数	業務取得 業務取得 業務取得 業務取得
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	自治会の回覧や市の広報などで受診希望者を募集し(毎年受診している者は申し込み不要)、集団検診については総合福祉保健センターで、個別の検診については鎌ヶ谷市内の指定医療機関にて、各種健(検)診を実施する。 結果について、精密検査が必要なものについては、1次検診の結果や医療機関の案内、受診勧奨を送付している。	①胃・大腸・胸部(肺がん・結核)検診受診者数 ②乳がん・子宮がん検診受診者数 ③特定健診受診者数 ④肝炎ウイルス検診受診者数	業務取得 業務取得 業務取得 業務取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	現在鎌ヶ谷市においても高齢化や都市化に伴い、増加している生活習慣病の予防、疾病の早期発見、早期治療を推進する。市民の利便性を考慮し、胸部・胃・大腸がん検診を同日に実施するようにした。	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①胃・大腸・胸部(肺がん・結核)検診受診率 ②乳がん・子宮がん検診受診率 ③特定健診受診率 ④肝炎ウイルス検診受診率	業務取得 業務取得 業務取得 業務取得
	(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
	市民が生涯を通じて健康で、生き生きと暮らすことができるよう各種がん検診及び肝炎ウイルス検診を実施し、疾病を早期発見し早期治療につなげること、また特定健診においてはその結果を踏まえた保健指導等を行うことにより、疾病の予防及び進行の防止、並びに生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を促進する。	①胃・大腸・胸部(肺がん・結核)検診がん発見者数 ②乳がん・子宮がん検診がん発見者数 ③特定健診積極的支援者数と動議づけ支援者数 ④肝炎ウイルス検診要精検者数	業務取得 業務取得 業務取得 業務取得

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度( 年度) 今後の計画総額
	コスト・指標							
	(1)総事業費 自動計算	千円	73,136	81,843	79,202	84,275	110,611	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	73136	81,843	79202	84275	110611	
	(2)総所要時間(0.5単位)	時間						
	①+②+③ 自動計算	時間/年	12755	12985	13708	13840	14513	0
	①正職員(時間内)	時間/年	6300	6,300.0	6300	6300	6300	
②正職員(時間外)	時間/年	132	160.0	160	263	150		
③非常勤職員	時間/年	6323	6,525.0	7248	7277	8063		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	112,092	100,353	104,223	108,258	97,104
②		人	50,872	51,593	53,089	54,178	48,529	
③		人	250	268	280	280	455	
④		人	実施なし	371	389	1,966	2,377	
(2)活動指標	①	人	16,570	17,145	17,488	17,304	18,081	
	②	人	6,141	7,249	8,690	8,802	9,740	
	③	人	35	46	50	60	47	
	④	人	実施なし	128	139	159	701	
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	%	14.78	17.08	16.78	15.98	18.62	20
	②	%	12.07	14.05	16.37	16.25	20.07	
	③	%	14.00	17.16	17.86	21.43	10.33	
	④	%	実施なし	29.60	35.73	8.09	29.49	
(4)施策成果指標	①	人	27	22	20	23	33	
	②	人	3	7	4	10	9	
	③	人	6	7	13	17	8	
	④	人	実施なし	5	6	2	3	
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。		医療制度改革 ※指標の推移 ①胃・大腸・胸部(肺がん)検診 ②乳・子宮がん検診(女性特有の検診を含む) ③特定健診(高齢者の医療の確保に関する法律20条の加入者に含まれない40歳以上)						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	高齢化や都市化などにより様々な生活習慣病が増加する中で、それらの予防や、疾病の早期発見、早期治療が必要なことから、各種健(検)診を開始した。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	市民サービスの均等化と負担の公平性を図り、1人でも多くの市民が受診できるよう財源を広く活用するため、平成15年度より一部負担金の徴収を実施。医療制度改革により検診内容が変更になった。21、22、23年度に女性特有のがん検診推進事業を実施し新規受診者の増加につながった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化が進みこれまで職場等で検診の機会があった市民が、退職等によりその機会が失われること、国内の経済状況が悪化したため、事業所等での検診が減少することに伴い、市の検診受診者が増加することが見込まれる。新規の検査やガイドライン等の変更がある。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	同日検診や総合検診を実施して欲しい。休日に検診を実施して欲しい。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 健康増進法等により各種がん検診、及び特定健診を実施しているため。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。 市民が健康で生き生きと生活できることを目的としているため、その妥当性は高いといえる。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 各種検診については、それぞれに年齢による条件があるが、疾病の要因については複雑化していることから、対象者は毎年検討しているところであり、必要に応じて変更している。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 健康増進法等により実施しているため、廃止できない。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 疾病を早期発見し、早期治療につなげること。また、疾病の予防及び進行の防止を目的としていることから、結果として医療費の削減につながり、効率性は高いと思われる。
	(6)総合評価	6:精査・検証	(今後の方向内容) 今後の高齢社会のなかで、今まで職場で検診を受診していた市民が、退職後に市での検診を希望することが見込まれ、そのニーズは高まるものと思われるが、受け皿としての対応が求められるため、検診体制の整備や、一部検診では外部委託等も実施していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	人口の増加や高齢化に伴い受診者が増加することが見込まれるが、集団検診での実施は人数の限界があるため、個別検診や一部検診では検診車等を利用した外部委託などを含めた検診体制を整備する。市民に対してがん検診を広報や自治会回覧等で周知し、検診により疾病を早期発見、早期治療する意義や意味をよく理解してもらう。女性特有のがん検診事業を実施して、新規受診者を開拓する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	検診通知は受診日2か月前に郵送し、受診日の変更等にもゆとりを持って対応でき、市民にも変更の予約は浸透してきた。セット検診受診者が1日の検査限度近くまで増加していたが、22年度から80歳以上を個別にしたため多少余裕が出来た。乳がん検診(マンモグラフィ)を一部外部委託し検診日数を増やしたため、受診者の増加となった。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	高齢化がすすみ受診者が増加することが見込まれるが、個別検診や一部検診では検診車等を利用した外部委託などを含めた検診体制を整備する。また、集団予防接種がなくなり、実施日にすこし余裕ができたため、真夏の実施を見送ることとする。なお、周知についてはこれまでどおり広報や自治会回覧等を利用し、検診により疾病を早期発見、早期治療する意義や意味をよく理解してもらう。女性特有のがん検診事業は引き続き実施をし、さらなる新規受診者を開拓する。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-6

記入日 平成25年 5月24日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	予防接種に要する経費			作成課・係	健康増進課予防係								
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります			施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実						
関連計画・根拠法令等	①予防接種法 ②母子保健法												
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3. 市	事業開始年度	平成13年度以前	事業終了予定年度	
関連類似事業名				予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	2	予算コード	0301		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	予防接種法で定められた対象者。	①乳幼児予防接種対象者数	業務取得	
		②児童生徒予防接種対象者数	業務取得	
		③高齢者予防接種対象者数	業務取得	
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
乳幼児については、対象となる年齢(生後2ヵ月)に達する者に予防接種の予診票を送付し、指定の医療機関、市の総合福祉保健センター等で接種する。児童生徒の予防接種については学校長に依頼し、学校での集団接種及び指定医療機関で接種を行う。(学校での集団接種は、24年度をもって20年度からの五年間を麻しんの排除のための対策期間が終了)高齢者のインフルエンザ予防接種については、市の広報、ホームページ等で周知し、対象者は指定医療機関にて接種する。	①乳幼児接種者数	業務取得		
	②児童生徒予防接種者数	業務取得		
	③高齢者接種者数	業務取得		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	(基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
予防接種を実施することにより、接種を受けた者の疾病予防、重症化の防止とともに、地域での感染症のまん延を予防する。	①乳幼児接種率	業務取得		
	②児童生徒接種率	業務取得		
	③高齢者接種率	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
市民が安心して生き生きと生活できるように、公衆衛生の向上を図る。	①鎌ヶ谷市の人口	業務取得		

2. コスト・実績の推移	コスト・指標	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度( 年度) 今後の計画総額
		(1)総事業費 自動計算	千円	118,903	143,810	150,057	179,407	286,551	0
	①国庫支出金	千円							
	②県支出金	千円							
	③市債・その他財源	千円							
	④一般財源	千円	118,903	143,810	150,057	179,407	286,551		
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間 /年	3237	4697	4096	4317	5546	0	
	①正職員(時間内)	時間 /年	2,308	2,772	3,022	3,015	4,500		
	②正職員(時間外)	時間 /年	118	316	123	101	150		
	③非常勤職員	時間 /年	811	1,609	951.9	953	896		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	11,011	9,456	10,575	7,560	7,649
②		人	3,876	3,872	3,899	3,933	3,962	
③		人	21,016	22,193	23,172	23,649	24,894	
(2)活動指標	①	人	9,291	9,398	12,231	11,746	13,731	
	②	人	2,991	2,879	3,661	5,051	4,085	
	③	人	10,263	9,005	10,739	10,107	10,613	
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%	84.38	99.39	115.66	155.37	179.51	継続維持
	②	%	77.17	74.35	93.90	128.43	103.10	
	③	%	48.83	40.58	46.34	42.74	42.63	
(4)施策成果指標	①	人	105,163	106,268	107,341	108,370	108,814	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。		予防接種制度の改正等により、対象者数が変化する。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	予防接種は感染症による患者の発生や、死亡者の大幅な減少をもたらすなど、感染症対策上極めて重要な役割を果たしてきた。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	1994年に予防接種法が改定されて、予防接種は「受けなければならない」から「受けるように努めなければならない」と変更され、また、予防接種の普及によって、感染症の発生が著しく減少し、代わって、ごく稀に起こるその健康被害が問題とされるようになってきた。任意予防接種の種類が増えている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	感染症の流行やワクチンの効果及び副反応等の見直し、新たなワクチンの開発等により、接種制度の改正がある。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	任意予防接種について公費負担を希望がある。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 予防接種法による予防接種は、市町村長が行うこととされているため、市が関与する必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。 感染症のまん延を防止、市民の健康を守ることが目的であるため妥当である。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 予防接種法の中で対象者は決まっており、対象を広げたり狭めたりすることはできない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 予防接種法による予防接種は、市町村長が行うこととされているため廃止することはできない。 成果指標は制度の改正等に伴い変化する。 乳幼児健診会場での接種動員、状況に応じて個別の接種動員を実施することで、成果指標を伸ばす。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ ワクチン代、医療点数等により委託単価を決定しているため、コストは適正であると思われる。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 地域の感染症のまん延を防止し、市民が安心して生活できるよう、今後も予防接種については積極的に動員していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	度々ある制度の改正には柔軟に対応し、接種環境を整備する。しかしながら、制度の改正が突然入るので、対応に苦慮している。不測のコストが生じることが多々ある。 市民へ正しい情報の提供、受けやすい環境整備、利便性を高めることにより接種率の向上につなげる。 予防接種を受ける子どもの保護者に、予防接種の意義を十分に理解してもらうことが必要である。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	予防接種実施規則の改正等にも迅速に対応するため、国や県からの情報の収集、近隣市との連携を密にし、速やかに新たなワクチンの導入や内容の改正をし、対象者が不利益を被らないようにした。新しく対象となったものには個別に通知し、広報・ホームページ等にも掲載して接種動員を促している。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	予防接種制度の改正に対応し、滞りなく対象者が接種を受けられるように体制を整備する。引き続き接種率を向上するため、関係機関との連携をはかるとともに、動員文の見直し等を行い動員に努める。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-7

記入日 平成25年 5月23日

点検日 平成25年 5月28日

事務事業(予算)名	胃部及び胸部レントゲン撮影機器更新事業			作成課・係	健康増進課予防係								
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります			施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実						
関連計画・根拠法令等	①がん対策基本法												
事業区分	新規	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	有	行革推進対象	無	事業実施主体	3. 市	業開始年度	平成23年度	事業終了予定年度	平成24年度
関連類似事業名	予算(款)			4 予算(項)			1 予算(目)			2 予算コード			3101

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	市内に住民登録がある者で、以下の条件を満たしている者。胃・大腸・肺がん検診(40歳以上)	①胃がん・肺がん検診実施日数	業務取得	
	(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	平成23年度にエックス線撮影機器の入れ替えを行った。放射線量の測定や機器動作の確認。また、デジタル機器のため、バックアップや圧縮を含めたデータの管理。	①胃がん・肺がん検診受診者数	業務取得	
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
機器の故障等によって検診が停止することがなく、受診者が安心して受診できる。機器の性能を維持することによって、被ばく線量が増加することを防ぐ。また、検診データのデジタル管理により、過去のデータとの比較読影を可能とする。	①胃がん・肺がん検診平均受診者数	業務取得		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
最新の機器を使用することにより、より細部の病変を明瞭に描出することができ、過去データとの比較により病変の細かい変化を早期に判定できるため、疾病の早期発見、早期治療につながる。	①胃がん・肺がん検診要精検者数	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	0	0	5,013	8,147	0	0
①国庫支出金		千円						
②県支出金		千円						
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円			5,013	8,147		
(2)総所要時間(0.5単位)	①+②+③ 自動計算	時間/年	0	0	0	0	0	0
①正職員(時間内)		時間/年			3,600	3,600		
②正職員(時間外)		時間/年			0	0		
③非常勤職員		時間/年			0	0		

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	日				120	120
②								
③								
(2)活動指標	①	人				10,736	10,903	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人				89.5	90.9	
	②							
	③							
(4)施策成果指標	①	人				914	885	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。		受診希望者の増加。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	更新前の機器は平成3年より使用しており、耐用年数を過ぎ交換部品確保も難しい状態になっていた。たびたび故障を起こし、検診が停止した。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	住民の高齢化や、景気の低迷に伴い職域での検診が減少するため、市の検診を希望する者が増加する。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	同日検診や総合検診、休日検診を実施して欲しい。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ がん対策基本法により、地方公共団体が実施するよう定められている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。 疾病の早期発見、早期治療により住民の健康を支える保健・医療の充実に寄与する。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国のガイドラインに準じて決定しており、公平性は保たれている。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ がん対策基本法に基づいて実施しており、廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 更新機器納入業者は入札で決定しており、適正であると思われる。
	(6)総合評価	1: 終了	(今後の方向内容) 国からもがん検診受診者の増加を求められていて、今後さらに検診体制の充実が必要である。 なお、更新事業としては平成24年度で終了

6. 改革・改善内容	(1)前回の事業評価で掲げた改革・改善内容	受診希望者の増加に対応するため、検診日程の増加等を検討する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	これまで、実施していたポリオ集団予防接種が個別接種に移行したため、年14日間の実施可能日が増加した。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	(25年度実施予定なし)

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する



3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人				1,940	2,420
②		人				9,226	9,728	
③								
(2)活動指標	①	人				1,534	1,649	
	②	人				4,709	8,164	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%				79.07	68.14	
	②	%				51.04	83.92	
	③							
(4)施策成果指標	①	人				108,370	108,814	
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。			新たなワクチンである為、関心が高く、新聞やテレビ、インターネットの情報等により、増加したり、減少したりすることがある。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	子宮頸がんについては、HPVの感染が発がんの一因であることが発表されたこともあって、現在はまだ定期の予防接種に指定されていない任意の予防接種だが、接種希望者が増えている。また、ヒブ、小児用肺炎球菌についてもテレビや新聞報道により接種希望者が増えている。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	ワクチンの供給見限りで接種の実際の開始が遅れたり、新しいワクチンであり関心度が高いため、副反応事例があると接種控えがあったり、報道等で接勧奨があると接種が増えたりした。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	定期の予防接種に指定される可能性が高い。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	他の任意予防接種についても公費負担を希望する。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 国からの通知により市町村が実施することになっており、市が関与することが必要である。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の事業にどのように結びついているか。感染症のまん延を防止、市民の健康を守ることが目的であるため妥当である。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 国の通知に基づいて実施しており、公費で対象とする層としては、偏っていない。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 国の通知に基づいて実施しており、廃止できない。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ ワクチン代、医療点数等により委託単価を決定しているため、コストは適正であると思われる。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 地域の感染症のまん延を防止し、市民が安心して生活できるよう、今後も予防接種については積極的に勧奨していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	子宮頸がん予防接種について、正しい知識の啓発活動を行う。 制度改正があった場合、遅滞なく実施する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	子宮頸がん予防接種について、新規対象となる中学1年生の中学校入学説明会に参加し、保護者に啓発活動を実施した。3月30日付で定期の予防接種となることが決定されたため、遅滞なく実施できるようにした。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	定期の予防接種となったため、本事業は廃止。25年度から「予防接種に要する経費」に含むこととした。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	健康管理事務に要する経費		作成課・係	健康増進課母子保健係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.1 市民自らの健康づくり		
関連計画・根拠法令等	①健康増進法 ② 母子保健法 ③ いきいきプラン健康がまがや ④							
事業区分	継続	前回総合評価	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3.市
関連類似事業名			予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	4
							4	0101

1.事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入) ①市民 ②市民対象の健康相談、各種教室、乳幼児健診等の健康管理センター事業に携わる専門職員(保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士) (負担金支払先:千葉県市町村保健活動連絡協議会) ③市民対象の健康相談、各種教室、乳幼児健診等の健康管理センター事業に携わる専門職臨時職員(保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入) ①市民対象の健康相談、各種教室、乳幼児健診等の健康管理センター事業に携わる専門職員が質の高い事業を実施するために必要な研修会に参加し、資質・技能の向上を図るとともに他市との情報交換等を実施する。 (千葉県市町村保健活動連絡協議会は千葉県国保連合会を母体とし、県内54市町村が加入している。) ②市民対象の健康相談、各種教室、乳幼児健診等の健康管理センター事業の円滑な事業展開のために必要な専門職臨時職員を雇用し配置する。(保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可) ①千保協の研修事業を活用し、市民対象の健康相談、各種教室、乳幼児健診等の健康管理センター事業に携わる専門職員の意識改革、業務能力の向上を図る。 ②専門職員の他に、健康管理センター業務の円滑な実施のためには、年間21事業、2000回延べ13000人への保健サービスを提供することが必要であり、このための臨時職員を確保したい。職員の資質・指導力の向上により市民へ質の高いサービスを提供することができる。	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	①研修会へ参加し、専門的な知識、技術を向上させる。さらに、先進的な取り組みを実施している他市の状況を把握し、本市の施策・市民サービスに取り入れる。 ②市民が健康に暮らせるようになる ③臨時職員を活用することにより、専門職員の補完をし、年間21事業、2000回延べ13000人への保健サービスを実施することができる。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典

2.コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算額	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度(今後の計画総額)
	コスト・指標							
	(1)総事業費 自動計算	千円	9,373	13,916	7,056	11,141	12,304	
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	9373	13,916	7,056	11,141	12,304	
	(2)総所要時間(0.5単位)	時間						
	①+②+③ 自動計算	／年	337	337	337	337	337	
	①正職員(時間内)	時間	312	312	312	312	312	
②正職員(時間外)	時間	25	25	25	25	25		
③非常勤職員	時間							

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(平成25年度) 将来
	(1)対象指標	①	人	104,768	105,771	108,816	108,399	108,458
②		団体	千保連22・千保協40	全保連に復帰、千保協48、千保連41	千保協50、千保連31	千保協51	千保協54	千保協54
③		円	769,000(育休分一部非常勤へ)	897,016,700	710,800	6,746,110	6,882,650	維持
(2)活動指標	①	回	8	8	8	8	8	8
	②	事業・回	18事業2885階	21事業1846回	21事業1334回	21事業1375回	21事業1630回	21事業1650回
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	回	7	7	5	5	5	5
	②	%	90%満足	90%満足	90%満足	90%満足	90%満足	90%満足
	③							
(4)施策成果指標	①	%			0.51			
	②	%	9	8	6	5.3	7	6
	③	人	18,089	13,267	14,353	11,609	10,421	10,500
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成6年に保健所法が改正になり、地域保健法が成立した。その基本的な考え方のひとつに市町村の役割として身近で頻度の高いサービスは市町村が主体になるとされている。第18条第1項では、市町村に「市町村保健センターを設置することができる」とし、第2項ではその目的が述べられている。国民健康保険法には市町村の保健活動支援が述べられている。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	介護保険の改正、精神保健福祉サービスの市町村移譲による在宅療養者の促進、高齢者の医療の確保に関する法律により特定健診・特定保健指導の実施、児童福祉法による虐待防止のために市町村の子育て支援強化、自殺者増加のため自殺対策基本法の制定・自殺総合対策大綱の策定による自殺予防対策の強化が必要になっている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	平成20年度より高齢者の医療の確保に関する法律により市町村が「国保加入者の特定健診・保健指導の実施が義務化され、健康の保持増進が図れるようハイリスク者だけでなく、健康な市民へも働きかけが必要とされている。また、虐待予防、子育て支援など市民の協力を得ながら、安心して子育てができるよう環境づくりや、平成25年度より、従来保健所が担当していた低出生体重児の養育支援関係の業務が「基礎自治体への権限移譲」に関する母子保健法」に基づき市町村へ権限移譲されるに伴い、市町村保健師は低出生体重児支援の主体的な担い手となる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	思春期健康教育を実施した中学生のアンケートでは、「思春期のことが良くわかった。男女の心の違いが良くわかり、男女では全然思っていることが違ってた」と思った。「命はとても大切だと思うことができた。自分の身体を大切にしようと思った」等の意見があり、思春期教育を通して、思春期の心や異性のことを正しく理解することは、子ども達が自分の身体を大切に、相手を思いやる気持ちを育むために必要なことである。また、新米ママの会やサロンなどの母子保健事業を利用した保護者から、「友達ができ良かった」、「育児や母乳などの相談が出来て、安心した」、「日中、子どもと過ごすことが多いので、児童センター等が近くにあると気軽に利用できる」、「新米ママの会や児童センターのサロンの場合は、仲間作りの場となり、母子の孤立予防としても効果が上げられている。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 母子保健法、児童福祉法、健康増進法、介護保険法、高齢者の医療に係る法律、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、食育基本法等により、母子保健、成人・老人保健、精神保健、歯科保健が継続的に実施される必要がある。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 総合基本計画政策1-1「誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会の実現」を目指し、健康を支える保健・医療の実現のために、健康づくりの推進、疾病予防・早期発見・早期治療の推進を行うものである。さらに、総合基本計画を受け、行動計画であるかまがやこどもサポートプラン、第2次いきいきプラン・健康かまがや21の推進を行うものである。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 法に則り、法が対象とするすべての市民を対象としている。年代別、健康度別、地域別等多くの人が利用できるように事業を組んでいる。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 法律に基づき実施しているため廃止はできない。 各事業は、年代別、健康度別、地域別等多くの人が利用できるよう組まれており、市民の健康生活への支援、医療費の削減に有効である。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 健診や相談等多数の人員が必要とされる事業実施時に非常勤職員を活用している。また、複数の事業を組み合わせたり、工夫したりし、効率的に行っている。同じ管内の市より、人口に比べ保健師数は少ないが、乳幼児健康相談や健康診査の受診率、乳幼児の把握率、新生児訪問数は高く効率的に活動している事を示している。また、精神病による在宅療養者への支援数は年々増え、入院費の抑制に効果がある。フッ化物先口事業は近隣に先駆け保育園、幼稚園、小学校に広がり、虫歯保有率の低下し医療費への反映が期待できる。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 社会の変化(少子化、高齢化、生活スタイルの変化、疾病構造の変化)に合わせ、市民に身近で利用頻度の高い保健サービスを提供するために必要である。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	多くの市民が活用し、対象者のニーズに応じた満足度の高い保健サービスを目指す。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	①21事業1630回の事業を実施することができた。事業に参加した市民の満足度は、事業参加者のアンケートより90%であった。また、事業参加者からは、「子育ての相談ができ、安心できた」「歯や口腔内の手入れについて良く分かった」「離乳食の進め方がわかった」等事業を利用して安心でき、参考になった等の意見や、今後の自身の健康の取り組みのきっかけとなつたとの意見が多い。②利用者のニーズを常に確認しながら、より良い事業となるよう事業実施後、振り返りを行い事業の改善につなげることができた。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	研修会及び他市との情報交換で得られた成果を、職員間で共有し、その成果を地域の事業に反映させながら、質の高いサービスを提供できるようにする。また、コストや効率性という視点から事業を継続的に見直し、市民の健康保持・増進に効果のある事業を企画していく。(プレマ教室の利用が少ない状況にあるため、アンケート結果を反映させながら、コストや効率性という視点から、対象者のニーズに応じて事業の見直しを検討する。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

- |                           |                              |                                |
|---------------------------|------------------------------|--------------------------------|
| 1 終了: 事業が完了したので、終了する      | 2 廃止: 事業を廃止する                | 3 休止: 再開を前提に休止する               |
| 4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する | 5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する | 6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する |
| 7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する  |                              |                                |

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	母子保健に要する経費		作成課・係	健康増進課母子保健係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります			1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.2 保健・予防対策の充実		
関連計画・根拠法令等	①母子保健法 ②予防接種法 ③いきいきプラン「健康がまがや21」 ④がまがや子どもサポートプラン							
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名	3. 市		4	4	0201			

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典	
	妊産婦、乳幼児とその保護者、および一般市民	①妊娠届出数	②出生数	③	業務取得 業務取得
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典	
	①母子健康手帳の交付及び妊婦面接 ②妊婦・乳児一般健康診査 ③妊婦・乳児保健指導(プレママ教室・ハイクママ教室・新米ママの会) ④妊産婦訪問指導 ⑤新生児訪問指導 ⑥保健推進員活動 ⑦乳幼児健康相談・健康診査 ⑧ブックスタート事業 ⑨思春期保健 ⑩その他母子保健に関する啓発、相談、育児支援	①妊婦一般健康診査受診率 ②4か月児健康相談来所率 ③3歳児健康診査受診率	母子保健実績報告(県報告統一算出方法あり) 業務取得 業務取得		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典		
①妊娠中:安心して妊娠を過ごし、適切に医療機関に受診できる。生まれてくる子を心待ちにする。②乳幼児期:親が子育てを楽しみ、子どもが元気に育つ。③学童・思春期:自分らしく生きる力を育てることができる	①周産期死亡率 ②相談にのってくれる友人・育児仲間 のいる母の増加 ③	千葉県衛生年報 業務取得			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典		
安心して子どもを生み育てることができる。	①合計特殊出生率 ②育児が楽しいと思えない人の割合 ③	千葉県衛生年報 業務取得			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度(年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
(1)総事業費 自動計算		千円	107,275	103,468	107,333	123,614	110,886	0
①国庫支出金		千円		1407	1327	513	702	
②県支出金		千円	19268	24460	27829	27260	30031	
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	88007	77601	78177	95841	80153	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算		時間/年	11969	13010	17970	18001	18509	0
①正職員(時間内)		時間/年	7752	7981	10302	9654	11274	
②正職員(時間外)		時間/年	243	633	460	594	713	
③非常勤職員		時間/年	3974	4396	7208	7753	6522	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	件	1,033	1,021	974	1,001	990
②		人	928	903	965	916	944	
③								
(2)活動指標	①	%	95.2	94.0	85.5	81.2	83.0	維持
	②	%	88.0	90.0	92.0	91.6	92.0	増加
	③	%	90.3	89.0	89.1	87.3	91.3	増加
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%	1.0	0.0	5.2	2.2	今後県より報告有	減少
	②	%	65.0	76.0	76.0	97.5	98.9	増加
	③							
(4)施策成果指標	①	人	1.3	1.2	1.4	1.3	今後県より報告有	増加
	②	%	9.2	8.0	6.0	5.3	5.3	減少
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。			(2)活動指標①について、妊婦一般健康診査の受診率はほぼ100%であるが、助成回数が平成19年度は2回、20年度は3回、21年度からは14回に増えており、指標となる分母が大幅に増えている。流産や妊娠後期になると出産し使用しないケースも増えるため、指標としては変動・減少するという結果がでる。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	1997(平成9)年4月の母子保健法改正により、健康診査など基本的なサービスは住民に身近な市町村で実施することとなり、事業が増加した。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	妊産婦や乳幼児の健康確保を図る上から、また少子化対策の一環としても公費負担の充実を図る必要性が指摘されている。平成23年度から妊婦一般健康診査受診票による検査項目としてクラミジア検査とHTLV-1が追加となった。委託外健康診査機関で受診した場合(妊婦・乳児共に)の償還払いを継続していく。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	経済不況や親世代の(30歳代)自殺数の増加、少子化・核家族化など子育てを取り巻く環境の変化により、子育てが楽しくない親の増加やネグレクト虐待ケースの増加が予測される。また、法改正や国からの通知により、平成25年度から低体重児の訪問が権限移譲されたことなど、市町村が実施する母子保健事業は増加することが予想される。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	妊娠・出産・育児にかかる経済的・精神的不安の軽減のために、母子保健サービスの充実が望まれている。なかでも、健康診査、健康相談の場は、発育・発達の確認や、子育ての様子を確認することにより、虐待などの早期発見が可能となる場である。また子育て中の母親の交流の場・見通しの場ともなっている。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 母子保健法により、市が行うとされている。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。総合基本計画政策1-1「誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会の実現を目指して」を実現するために策定した「第二次いきいきプラン・健康かまがや21」と結びついている。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ すべての母子を対象としている事業が多いが、事業によっては目的により対象者を限定しているが、市民の希望がある場合は検討を行っている。(例えば、プレママ・パパママ教室は初産の妊婦を対象にしているが、希望により第2子以降も参加できるように調整を行っている。)
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 健康診査や健康相談を個人で受ける場合自己負担になり、受診率は低下し、母子の健康管理に支障が出、子育ての不安を持つ親が増える。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 事業の目的や対象により、集団や個別という方法を選んで行っている。(乳児期は、母子保健法13条で乳児一般健康診査が重要な制度として定められており、疾病や障害の早期発見や疾病などの発生予防のために受診票による健康診査を行っている。また健康な子どもについても、健康増進がより図られるように保健指導が必要とされ健康相談を実施している。母子保健事業を通し対象者の全数把握ができており効率性は高い。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 乳幼児期は、生涯をおとすきわめて発達期が著しい時期である。よって健康状態を確認し、疾病や障害の早期発見や適切な療育がなされるために、今後も対象者が利用しやすい実施方法を検討する必要がある。また、行政だけでなく、子育ての支援者が増え、活動の場が広がるような働きかけが必要。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	親が孤立せず子育てを楽しむことができるよう、今年度も保健推進員・ブックスターボランティア・主任児童委員等母子保健に関わる市民ボランティアと協働し、市民とともに子育てを支援していけるようボランティア活動場所の増加、事業の充実を図る。さらにこども課の行う養育支援事業・サロン・児童センター事業などの利用を紹介し切れ目のない子育て支援をしていく。また安心して子どもを産み育てることができるように保健センター窓口や訪問等に相談を継続していく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	各事業で市民ボランティアと協働でき、市民が安心して参加できている。前年まで続けていた読み聞かせ活動などを継続し、それらの活動が定着してきている。また、続けてボランティアが活動していけるよう、継続研修を行って支援することができた。新米ママの会は、子育て支援事業として子育て支援センターに移管し、地区活動として協働して実施していく。健康相談・健康診査はゆとりと相談できることで、その後の必要なサービスに繋げることができるようになり、継続した育児支援ができるようになった。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	今年度も、母子保健に関する市民ボランティアと協働し、子育てを支援していく。また、継続研修を行ったり、保健推進員やブックスターボランティアは新しいボランティアのための研修を行い、市民ボランティアが活動しやすい環境を整えていく。低体重児の訪問などの事業が県から移譲されたため、未熟児の全数把握を行い、必要なサービスにつなげていくなどの体制整備を行い、支援の円滑化を図っていく。親が孤立せず、子育てを楽しみ、成長を確認できるよう、健診ではゆとりと相談できる環境を作り、未受診者については、訪問などを通して把握することに努めていく。また、ボランティア、子育て支援センター、児童センターなどと協働し、継続した育児支援を続けていく。

※評価検討(1)~(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-11

記入日 平成 25 年 5 月 20 日

点検日 平成 25 年 5 月 28 日

事務事業(予算)名	成人保健に要する経費		作成課・係	健康増進課成人保健係											
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります		施策	1.1.6 健康を支える保健・医9		基本事業		1.1.6.2 保健・予防対策の充実							
関連計画・根拠法令等	①健康増進法 ②高齢者の医療の確保に関する法律 ③いきいきプラン・健康かまがや21 ④														
事業区分	継続	前回総合評価	6:精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3. 市	業開始年度	平成13年度以前	事業終了予定年度			
関連類似事業名								予算(款)	4	予算(項)	1	予算(目)	4	予算コード	0301

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	40歳以上の市民を対象に健康教育、健康相談、家庭訪問を行い、生活習慣病の予防・健康増進等、健康づくりへの支援をする。	①40歳以上の人口	統計かまがや	
		②		
		③		
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	①健康教育・・・老人クラブ、談話室、健康体操の会などの団体に転倒予防、認知症予防などの話や体操を行い健康づくりの支援を行う。 ②健康相談・・・血圧測定など個々の相談に応じ、自らの健康管理を促すと共に病の早期発見、適切な医療を促す。 ③家庭訪問・・・心身の健康に関する相談に応じ、必要な指導および助言を行う。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①健康教育延人数	業務取得	
		②健康相談延人数	業務取得	
	③家庭訪問延人数(生活習慣病)	月報		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	運動不足や栄養の偏り、摂り過ぎなどから肥満や脂質代謝異常を招き、メタボリック症候群、糖尿病、心臓病、高血圧症等の生活習慣病が増加している。メタボリック症候群など生活習慣病を発症しないよう各自が生活習慣を見直し、疾病の発症を予防できるような取り組みができる。①メタボリックシンドローム予防教室・・・医師の講義、栄養・運動講習②運動講座・・・ウォーキングの基礎を学ぶ実技指導、地区のウォーキンググループの活動紹介	成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①メタボリック・シンドローム予防講演会参加者数・スリム講座修了者運動の会	業務取得	
		②運動講座、ウォーキング参加者数	業務取得	
	③			
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	脂質代謝異常、肥満、血糖異常、などの生活習慣病を予防し、市民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らすことができる。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①脂質代謝異常者率(特定健診・中性脂肪150以上、HDL40以下)	業務取得	
		②肥満者率(特定健診・BMI25以上)	業務取得	
	③血糖異常者率(特定健診・HbA1c6.1%以上)	業務取得		

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度)
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	今後の計画総額
(1)総事業費 自動計算	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	219	217	211	211	213	
	(2)総所要時間(0.5単位)	時間/年	6339	5869	5009	4839	5030	
	①+②+③自動計算							
	①正職員(時間内)	時間/年	5779	5166	4696	4320	4500	
	②正職員(時間外)	時間/年	394	280	155	171	180	
	③非常勤職員	時間/年	166	423	158	348	350	

3. 指標の推移等	指標		単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人		57,330	58,551	59,453	60,798	62,423
②									
③									
(2)活動指標	①	人		7,949	6,831	5,912	2,964	2,392	増加
	②	人		2,918	3,518	4,503	2,437	2,233	増加
	③	人		286	157	155	103	113	増加
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人		143	136	132	119	92	増加
	②	人		949	732	700	612	534	増加
	③								
(4)施策成果指標	①	%		26.9	25.5	26.1	24.5	22.5	減少
	②	%		26.4	24.1	23.8	23.5	24.1	減少
	③	%		10.5	10.3	10.4	9.9	10.4	減少
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か				平成20年度から特定健診の数値を使用 平成23年度福祉健康フェアが中止となった。					

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	生活様式の多様化や生活習慣の乱れから、メタボリック症候群をはじめとする生活習慣病が増加している。生活習慣を見直し、疾病を予防することを目的にメタボリックシンドローム予防講演会を実施した。健康増進のために運動講座を実施し、ウォーキングの基本的指導や、地区ウォーキンググループへの支援を行っている。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	基本健康診査に変わり平成20年4月から保険者の義務化による特定健診になる。内臓脂肪症候群に着目した健診内容となった。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	国民健康保険加入者のメタボリック症候群と診断された者への指導を行うとともに、生活習慣病の予防に対する啓発をポピュレーションアプローチとして充実を図る。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	運動講座では、今までにウォーキングの指導を受けたことがない市民を対象に実施した。講座参加者からは「腕の振り方や足の運び方、息の使い方などウォーキングする時の注意点が分かった」「地域のウォーキングにも参加してみたい」などの意見が聞かれ、ウォーキングに対する関心の高さがうかがえた。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 健康増進法・高齢者の医療の確保に関する法律にもつき個人だけでなく集団を対象として支援を行うことにより市民の自発的な取り組みを促し、個々の健康を向上する事に効果が期待できる。取り組みが発展することにより、市民と協働して事業を展開することにつながる。健康相談、講演会、教室の開催は、生活習慣病予防につながっているものであり妥当である。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 市民が自らの健康を見直し、疾病を予防することは、健康でいきいきと生活できることにつながり、しいては医療費の抑制につながるため目的の妥当性は高い。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 健康相談、講演会、教室などの開催は市民全体を対象にしており、公平性は高い。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか、同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 各地区で行っているウォーキンググループなどは市民の主体性を重視した育成支援を行うことにより、継続ができ参加者も増加し地域に広がっている。身近なところで実践することで、活動が定着し、市民同士のつながりができている。健康意識の向上により生活習慣を見直すことで、生活習慣病のリスクを下げることにつながり有効性が高い。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 生活習慣病の予防及び悪化の防止ができることで医療費の削減ができ効率性が高い。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容) 生活習慣病の予防はハイリスク者に対する個別対応だけでなく、その予備軍や現在健康であるすべての市民を対象に、健康意識の向上や生活習慣病予防の啓発が必要である。そのために今後も継続し実施していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	①メタボリックシンドローム解消教室をメタボ予防教室とし、予防に主眼を置いた講義が行えるようにする。 ②今年度は、高齢者への健康相談に加え、若い世代への健康相談が行えるよう、地域のまつりや福祉健康フェアでの健康相談を実施していく。 ③誰もが気軽に自分の健康問題を相談でき、個々の健康づくりに活用できるようにPRし、活用を促すことを継続していく。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	メタボ予防教室とし、3日間1コースで実施したことで、疾病との関連、食事、運動ときめ細かい内容で実施できた。目標設定を行う際は、食事に対する質問が多く管理栄養士にも参加してもらった方がよいと感じた。健康相談に関しては、地域のまつりや福祉健康フェアにて実施したが、若い世代の相談は思うように伸びなかった。
	(3)平成24年度に取り組む改革・改善内容	①若い世代から生活習慣病を予防するため、メタボ予防教室からスリム講座と名称を変更し、対象年齢を65歳未満とする。 ②運動講座を基本編と応用編の2回実施し、現在ウォーキングを行っている人にも再確認の場を設け、健康に効果的な歩き方を目指す。 ③若い世代の健康相談を伸ばすため、地区の健康相談時に育児世代の親自身の健康にも目が行くように促していく。

※評価検討(1)~(6) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

- |                            |                               |                                 |
|----------------------------|-------------------------------|---------------------------------|
| 1: 終了: 事業が完了したので、終了する      | 2: 廃止: 事業を廃止する                | 3: 休止: 再開を前提に休止する               |
| 4: 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する | 5: 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する | 6: 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する |
| 7: 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する  |                               |                                 |

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	歯科保健に要する経費		作成課・係	健康増進課母子保健係						
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます	施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.1 健康づくりの推進					
関連計画・根拠法令等	①歯科口腔保健の推進に関する法律 ②健康増進法、母子保健法、学校保健法 ③千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例(さいさい) プラン・健康かまがや21、鎌ヶ谷市食育推進計画									
事業区分	継続	前回総合評価	7.拡充	実施計画掲載	有	行革推進対象	無	事業実施主体		
事業区分						3.市	事業開始年度	平成15年度以前	事業終了予定年度	平成32年度
関連類似事業名						予算(款)	4 予算コード	04-01		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	市民		①出生数 ②母子健康手帳交付数 ③40歳、50歳、60歳、70歳の人口	業務取得 業務取得 業務取得
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	①2歳児歯科健康診査...年12回、集団方式。広報やチラシで、周知と募集。内容は、むし歯予防に関する知識の普及啓発、ブラッシング実習、歯科健康診査、希望者にフッ化物塗布 ②妊婦歯科健康診査...年6回、集団方式。プレママ教室のコースに組み込んで実施。また、広報による周知で他の妊婦にも周知。内容は、口腔ケアに関する知識の普及啓発、ブラッシング実習、問診、歯科健康診査結果説明。 ③歯周疾患検診...船橋歯科医師会に委託。対象者には個別通知、指定歯科医療機関で問診、結果報告、保健指導。 ④フッ化物洗口事業...市立・私立保育園、私立幼稚園、市立小・中学校等におけるフッ化物洗口支援を実施。		①2歳児歯科健康診査受診率 ②妊婦歯科健康診査実施者数 ③歯周疾患検診実施者数 ④フッ化物洗口普及状況 (④-1フッ化物洗口実施施設数・④-2フッ化物洗口に関する教育等の実施者数)	・業務取得 ・妊婦歯科健康診査 ・歯周疾患検診実施結果 ・業務取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典	
(1)むし歯を予防する...①3歳までにフッ化物塗布を受けた人を増やす。 (2)フッ化物洗口を行っている人を増やす。 (2)歯周病を予防する...①定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人を増やす。		①3歳児までにフッ化物塗布を受けた人の割合 ②フッ化物洗口を行っている人数 ③定期的に歯石除去や歯面清掃を受けている人の割合	・3歳児健康診査実施結果 ・業務取得 ・妊婦歯科健康診査 ・歯周疾患検診実施結果	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
よくかめる健康な歯をつくり、永久歯のむし歯や歯肉炎を予防する。また、生涯にわたって歯周病を予防し、食事や会話を楽しむことができる。その結果歯科疾患が減少し、歯科医療費の抑制を図る。		①むし歯有病者率、一人平均むし歯数 ②妊婦歯科健康診査や歯周疾患検診の判定区分で「健康」と判定される人の割合 ③年代別一人平均現在歯数	・3歳児健康診査実施結果 ・児童生徒定期健康診断における12歳児の状況 ・妊婦歯科健康診査 ・歯周疾患検診実施結果 ・歯周疾患検診実施結果	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算見込み額	平成25年度 予算額	目標年度( 32 年 度) 後の計画総額	
	コスト・指標	千円							
	(1)総事業費 自動計算		2,207	2,453	2,302	3,955	2,684	2,684	
	①国庫支出金								
	②県支出金								
	③市債・その他財源								
	④一般財源		2207	2453	2302	3955	2684	2684	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③自動計算	時間 /年		5778	5498	5499	6845	4348	4473
	①正職員(時間内)			5568	5168	5168	5268	4243	4368
	②正職員(時間外)				120	121	200		
③非常勤職員			210	210	210	1377	105	105	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(32年度) 将来目標値	
	(1)対象指標	①	人	961人	903人	965人	926人	944人	
②		人	1032人	1032人	977人	1036人	990人		
③		人	6001人	6243人	6408人	6426人	6247人		
(2)活動指標	①	%	82.6%	79.0%	77.4%	86.3%	82.0%	増加	
	②	人	② 213人 ③ 230人	② 143人 ③ 274人	② 119人 ③ 306人	② 126人 ③ 290人	② 126人 ③ 288人	② ③	増加 増加
	③		④-1 12施設 ④-2保・幼稚園8園680 小学校1校410 3歳児健診888	④-1 14施設 ④-2保・幼稚園13園 1875 小学校1校480 3歳児健診838	④-1 15施設 ④-2保・幼稚園14園 2238 小学校1校460 3歳児健診853	④-1 16施設 ④-2保・幼稚園15園 1408 小学校1校222 3歳児健診866	④-1 18施設 ④-2保・幼稚園15園 1489 小学校1校334 中学校2校68 3歳児健診926	④-1 ④-2	増加 毎年実施
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	%	64.9%	69.1%	66.6%	69.3%	74.5%	70%以上	
	②	人	1764人	1986人	1943人	2009人	2017人	7000人	
	③	%	42.7%	58.3%	37.1%	25.8%	37.0%	60%以上	
(4)施策成果指標	①		3歳児 23.0% 12歳児 1.42本	3歳児 20.2% 12歳児 0.95本	3歳児 19.8% 12歳児 1.18本	3歳児 20.3% 12歳児 0.96本	3歳児 17.7% 12歳児 0.74本	3歳児 15%以下 12歳児 0.7本以下	
	②	%	12.2%	10.6%	11.1%	14.4%	14.0%	増加	
	③	本	40歳 28.5本 50歳 26.3本 60歳 25.8本 70歳 25.1本	40歳 28.5本 50歳 27.6本 60歳 26.4本 70歳 24.7本	40歳 28.7本 50歳 27.8本 60歳 25.8本 70歳 25.1本	40歳 28.4本 50歳 27.3本 60歳 25.6本 70歳 24.9本	40歳 28.5本 50歳 27.2本 60歳 26.0本 70歳 23.8本		増加
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。	近年、低年齢児から使用できるフッ化物配合歯みがき剤が市販されるようになり、フッ化物応用について、多くの市民が関心を持つようになった(3歳までにフッ化物入り歯磨剤を使用している児は平成24年度75.5%(前年度68.9%)。このことがフッ化物洗口の理解や関心が深まる要因になっていると考えられる。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	I. 2歳児歯科健康診査・多発する乳歯のむし歯予防のために、昭和54年度から実施。 II. 妊婦歯科健康診査・妊婦の口腔衛生向上のため、昭和57年度から実施。 III. 歯周疾患検診・老人保健法(現在は、健康増進法)を受けて、成人の歯周病予防のために平成17年度から実施。 IV. フッ化物洗口事業・平成14年度フッ化物洗口ガイドライン(厚生労働省)の発行を受けて、永久歯のむし歯予防のために、平成18年度から取り組みを開始。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	I. 平成22年度に千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例が、平成23年度に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定された。 II. 永久歯のむし歯予防の手段として、フッ化物洗口が有効であることが、国のガイドライン、千葉県フッ化物洗口応用マニュアルで示された。 III. 平成24年4月母子健康手帳改正により、妊婦の歯周病予防と乳幼児からのフッ化物応用が新たに追加された。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	I. 「歯科口腔保健の推進に関する法律」の規定に基づき、国及び地方公共団体の施策を推進するための基本的事項が定められ、口腔の健康の保持・増進、歯科口腔保健に関する健康格差の縮小に関する目標が示された。それに伴い、鎌ヶ谷市の歯科保健事業についても見直しが必要となる。 II. 平成24年4月の母子健康手帳改正により、妊婦の歯周病予防と乳幼児のフッ化物応用について歯科保健事業の検討が必要。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	I. 歯周疾患検診について…①対象年齢外でも受けたい、10年に一度では少ない②指定歯科医療機関外で受けたい、③歯周疾患検診の際に歯石除去をしてほしい、等の市民の声があった。 II. フッ化物洗口について…①フッ化物洗口は家庭での継続が困難なので、施設で実施することは大変嬉しい。②小学校でもフッ化物洗口を継続してほしい。③費用は市で負担してほしい。等の市民の意見、幼稚園、小学校の意見があった。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか? 平成22年度「千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例」が公布され、その基本理念において、県内全ての地域において生涯を通じて最適な歯・口腔の保健医療サービスを受けることができるよう環境整備を推進することが謳われている。また、平成23年度に歯科口腔保健の推進に関する法律が制定され、地方公共団体の責務がはっきりとされている。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 総合基本計画政策1-1「誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会の実現を目指して」を実現するために策定した「第二次いきいきプラン・健康かまがや21」の「歯と口の健康づくり」-「むし歯がない子・歯がたくさんある大人の増加」を実現するものである。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか? 必要となる対象を広く狭くできないか? I. 2歳児歯科健康診査…希望者は、全員受診できる。II. 妊婦歯科健康診査…希望者は全員受診できる。III. 歯周疾患検診…対象者全員に個別通知をしている。IV. フッ化物洗口…保育園・幼稚園等、施設でフッ化物洗口を実施することは、家庭による実施状況の格差が少なくなる。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか? さらに成果指標を伸ばせないか? I. 2歳児歯科健康診査…むし歯予防に有効なフッ化物塗布を実施するにあたって、もっと早い段階で受けられるよう検討していく時期である。II. 妊婦歯科健康診査…歯周病と早産や低体重児の出産についての因果関係が科学的なデータで示されており、今後も多くの妊婦に周知が必要であるため、受診者の増加を図る必要がある。III. 歯周疾患検診…鎌ヶ谷市の70歳の現在歯数は、減少し続けており、今後も受診者の増加を図っていく必要がある。IV. フッ化物洗口…本来の目的である永久歯のむし歯予防は、小学校での実施が必要である。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎているか? 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか? I. 2歳児歯科健康診査II. 妊婦歯科健康診査…集団健診方式の場合、個別委託健診に比べて非常に安価である。III. 歯周疾患検診…対象となる年代は、働き盛りのために、集団方式では、受診者が限られてしまうため個別委託健診とした方が効率が良い。IV. フッ化物洗口…施設の主体的な実施を支援することで、フッ化物洗口の実施者数を増加することを可能にし、効率性は大変高い。
	(6)総合評価	6:精査・検証	(今後の方向内容) I. 2歳児歯科健康診査…母子健康手帳の改正により、フッ化物塗布について、1歳6か月頃よりも以前受けることが好ましいとされている。今後は、他の事業も含めて見直しが必要である。II. 妊婦歯科健康診査…歯周病が低体重児出産のリスクを高めることから、妊婦歯科健康診査を行うことの意義は高い。今後もより多くの妊婦に対し実施していく必要がある。III. 歯周疾患検診…早期に歯周病を発見し重症化を防ぐことは、歯の喪失を防ぎ、義歯やインプラント治療など高額歯科治療費を抑制することに繋がる。今後多くの人に受診してもらう必要がある。IV. フッ化物洗口…永久歯のむし歯予防対策の手段として大変有効であるので、今後もさらに普及啓発を図る必要がある。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	I. 妊婦歯科健診について…歯周病と喫煙、歯周病と低体重児出産について教育内容に盛り込んでいく。 II. フッ化物洗口について…モデル小学校での成果をもとに、フッ化物洗口の今後の継続実施について、関係者と協議する。 III. 歯周疾患検診について…歯周病と糖尿病や他の生活習慣病について、歯周病と喫煙について周知し、歯周疾患検診の受診率向上に努める。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	I. 妊婦歯科健診について…プレママやパパママ教室において、歯周病と喫煙、歯周病と低体重児出産のパンフレットを配布し、教育を行った。 II. フッ化物洗口について…市の平成25年度からの実施計画事業として、計上した。 III. 歯周疾患検診について…広報やチラシにより周知を行い、受診率は4.6%(前年度4.5%)になった。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	I. 妊婦歯科健診について…第二子以降の妊婦にも多く受診してもらうよう、幼児健診等での場面で周知チラシ配布を行う。 II. 2歳児歯科健康診査について…フッ化物塗布の時期について検討を行う。 III. フッ化物洗口について…未実施の保育園・小学校において、実施にむけて基盤整備を行う。 IV. 歯周疾患検診について…広報等での周知を継続し、歯周疾患検診の受診率向上に努める。

※評価検討(1)~(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない  
 ※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充  
 1 終了:事業が完了したので、終了する 2 廃止:事業を廃止する 3 休止:再開を前提に休止する  
 4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する 5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する 6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続する  
 7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	精神保健に要する経費		作成課・係	健康増進課成人保健係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.6 健康を支える保健・医療	基本事業	1.1.6.3 心の健康づくり			
関連計画・根拠法令等	①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 ②いきいきプラン健康かまがや ③自殺対策基本法 21							
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体
関連類似事業名								

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	精神障がい者及びその家族、関係者、市民	①人口動態(15歳以上)	住民基本台帳	
		②自立支援医療(精神通院)受給者数	事業取得	
		③		
(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	①講演会及び学習会・・・精神保健に関する正しい疾患の理解を促し、市民がこころの健康を保つために必要な対処方法を身につけ、病気の発症・悪化を予防すること、精神疾患を持つ者やそれを支える家族の心理的負担を軽減すること、精神障がい者を地域で支える環境づくりの推進を目的に、医師による講演を実施。自殺予防のための啓発及び意識の向上を目的として、一般市民を対象に自殺予防講演会を実施。参加者(募集は、広報、チラシ、ポスターの掲示、また各関係機関にも事前に周知している。②精神障がい者やその家族への支援・教育・・・病気を抱えながら生活する者が社会参加のきっかけとなるように、また参加者同士の情報交換やスタッフとの気軽に相談できる場としてデイケアや教室を実施。	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
		①講演会・学習会参加者人数	事業取得	
		②デイケア・ソーシャルサポートクラブ参加者 延べ人数	事業取得	
		③		
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	①こころの変調や病気についての正しい知識や対処方法がわかる。 ②こころの不調を感じたときに早めに相談、受診ができる。 ③市民が必要な情報(窓口相談・施設・制度等)を知り、活用することができる。 ④精神障がい者が生活しやすいよう、地域で見守り、支えることができる。	成果指標	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
		①講演会・学習会終了後アンケート数	事業取得	
		②保健師が受けている面接・電話相談数	事業取得	
		③保健師訪問が行っている訪問数	事業取得	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	①ストレスや病気と上手に付き合うことができ、こころの悩みを相談できる人が増える。 ②精神障がい者が生活しやすい環境となる。 ③自殺者が減少する。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
		①相談相手や相談機関がある人	市民健康意識調査(平成30年度実施予定)	
		②ストレスを自分でうまく解消できる人	市民健康意識調査(平成30年度調査予定)	
		③自殺者数	死亡統計	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算		千円	838	1,238	1,563	1,050	1,051	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円		644	974	481	428	
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	838	594	589	569	623	
	(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	時間/年	4412	4370	5376	5412	5400	0
	①正職員(時間内)	時間/年	4124	4130	5143	5184	5200	
	②正職員(時間外)	時間/年	288	240	233	228	200	
	③非常勤職員	時間/年	0	0	0	0	0	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	91626	91784	93384	94100	95139
②		人	846	860	1123	1207	1272	
③								
(2)活動指標	①	人	110	102	164	391	173	
	②	人	42	34	78	44	43	
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	人	50	91	126	313	173	
	②	人	844	778	639	669	785	
	③	人	417	384	380	340	254	
(4)施策成果指標	①	人			71			増加
	②	人			25			増加
	③	人	20	25	19	33	27	減少
(5)指標の推移に影響を与えるような外的要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	地域で生活する精神障がい者やその家族から、「地域の中で活動できる場が欲しい。」「病気や関わり方を知りたい。家族としてできることを考えていきたい。」という声からデイケアや家族教室を始めた。また、ストレス社会といわれる中で、こころの健康について誰もが考え、対処法を知ることが必要となってきたことから一般市民を対象とした講座や、地域で生活する精神障がい者が増加する中で、地域全体で病気を理解し支えていくための勉強会を開始した。平成22年度より、一般市民を対象に自殺予防講演会を実施し、昨年度には民生委員等を対象として自殺予防人材育成講習会を実施し、自殺予防の普及啓発に努めた。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	平成14年の精神保健福祉法の改正により、市町村が精神保健福祉サービス・相談の中心を担うこととなった。また、平成18年に自殺対策基本法が制定され自殺予防が緊急課題となった。平成21年に地域自殺対策緊急強化交付金事業(平成21年度～23年度)の実施により、鎌ヶ谷市の地域の実情に応じた効果的な自殺対策を図っていく必要がある。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	①生活が多様化してストレスが増加傾向にあることから、こころの健康のための正しい知識の普及とともに不調を感じたときの対処方法を学ぶ必要がある。②気軽に相談・受診できる体制づくりもあわせて行っていく必要がある。③長期入院患者の退院促進が進められている中で、地域で暮らす精神障がい者の数は増加傾向にあるため、地域で支える環境づくりが求められる。④自殺予防対策として、相談できる窓口を周知し、近隣で見守りができる人づくりを行う。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	精神保健学習会や家族教室の参加者からは疾患の理解と予防、病気を抱えて生活する者への関わり方がわかったという意見があった。自殺予防講演会は、110人の参加者があった。そのうち104人(94.5%)の参加者が「参考になった」と答えており、相手のサインに気づいてあげたい、話を聞いてあげたい等の支援を積極的に実践したいという意見が多く聞かれた。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 法改正のもと、精神保健福祉業務を市町村で行うことが義務付けられ行政関与の妥当性は高い。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。自らの体調、こころの不調を感じた時に、気軽に相談でき、医療機関への受診ができる体制を整備すること、病気を抱えながらも地域で生活できることは、誰もが健康に暮らせる障害福祉社会につながる目的の妥当性は高い。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 毎年、社会情勢、市の状況等をもとにテーマを設定しており、必要となる対象者やそれにかかわる人の参加がある。さらには、地域支援を含めた内容であり、一般周知もしているため公平性は高いといえる。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？さらに成果指標を伸ばせられないか？ 心の健康づくり、自殺予防に関する事業は他にないため、有効性は高い。今後も社会情勢・市の状況等をもとにテーマを選定しながら事業を継続していく。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ 年度毎に必要な性の高い内容を検討、実施しており、その内容に合わせた講師の選定、事業時間の設定、市民への周知をしているため効率性は高いといえる。また、民生委員やヘルパーなど地域での支え手となる関係者が参加する事業の中で相談窓口の周知をすることで、幅広い層への働きかけが期待できる。
	(6)総合評価	6: 精査・検証	(今後の方向内容)平成24年度自立支援医療受給者数や自殺者の増加等より、今年度も心の健康づくり・自殺予防等に関する講演会を実施していく必要がある。また、保健師による個別相談・家庭訪問等を継続実施していく必要がある。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	自殺予防講演会を行い、自殺予防の啓発を行う。また、昨年度の自殺予防人材育成講習会の参加者への研修を重ね、地域の中で見守りができるようにする。ウォーキンググループへの自殺予防の腕章をつけてのウォーキングを引き継ぎを行い、市民へアピールしていく。市役所窓口職員へも、腕章を装着し市民対応を行ってもらう。保健師の地区活動の中でも、自殺予防への周知を行う。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	①自殺予防講演会には、音楽による癒しのコンサートを同日開催としたことで110名の市民が参加をした。本講演会には自殺予防人材育成講習会の終了者にもフォロー研修の場として参加を促した。②ウォーキング時の手旗を作成し腕章とあわせて、市内のウォーキンググループへ協力を依頼し、ウォーキングの際に活用してもらい市民へのアピールに努めた。③3月の自殺予防月間に市庁舎と鎌ヶ谷消防署に自殺対策強化月間を周知するため懸垂幕を懸垂した。④自殺対策として「いのちを大切に」のメッセージカードを作成し、公共施設のトイレに設置して電話相談窓口の周知を図った。
	(3)平成25年度に取り組み改革・改善内容	平成25年度の自殺予防講演会については、外部講師として東尋坊にて自殺企図者の保護活動を行っている茂幸雄氏を招き、実際の自殺企図者への支援(引き留め、寄り添い、支え)をより多くの一般市民に紹介していく。自殺予防人材育成終了者にフォローアップ研修会を実施し、地域での見守りの強化を図る。また、引き続き「いのちを大切に」のメッセージカード配布を継続し、電話相談窓口の周知を図る。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業(予算)名	特定健康診査等に要する経費		作成課・係	健康増進課 成人保健係			
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	施策	1.1.5 安心して暮らせる社会	基本事業	1.1.5.1 社会保障制度の充実		
関連計画・根拠法令等	①高齢者の医療の確保に関する法 ② ③						
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無
事業実施主体	3.市		開始年度	平成20年度	事業終了予定年度		
関連類似事業名	予算(款)	予算(項)	予算(目)	予算コード	0101		

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	国民健康保険加入者のうち実施年度の4月1日現在国民健康保険の資格のある40~75歳未満の者。7月までに追加加入手続きをした者も対象となる。なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者は除く。特定保健指導においては、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者。	①国民健康保険加入世帯数	業務から把握	
		②		
		③		
	(2)事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
	平成20年4月から、医療保険者が被保険者を対象として、特定健康診査等実施計画に定めた内容に基づき実施することが義務づけられている。40~75歳未満の加入者全員に年1回の健診を実施し、その結果で保健指導対象者に指導を行う。	①健診対象者数	業務から把握	
		②		
		③		
	(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
	生活習慣の改善により、若いときからの糖尿病等の予防対策を進めるとともに、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を軽度の段階で発見し、重症化を防ぐ。	①特定健診受診率	集計による取得	
		②保険給付決算額	決算書	
		③		
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典	
メタボリックシンドロームの発生リスクが高い対象者を早期に発見し、生活習慣の改善により発症と重症化の抑制を図り、結果として医療費の削減に結びつける。	①1件あたりの費用額	業務から把握		
	②			
	③			

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込額	予算額	
(1)総事業費	自動計算	千円	66,073	66,905	70,331	68,971	87,380	0
①国庫支出金		千円	15878	13351	13734	13872	13896	
②県支出金		千円	15878	13351	13734	13872	13896	
③市債・その他財源		千円						
④一般財源		千円	34317	40203	42863	41227	59588	
(2)総所要時間	(0.5単位)	時間/年	2149	2125	2149	2038	2100	0
①+②+③	自動計算							
①正職員(時間内)		時間/年	1000	1000	1000	1000	1000	
②正職員(時間外)		時間/年						
③非常勤職員		時間/年	815	1125	1149	1038	1100	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度(27年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	世帯	18,060	18,232	18,461	18,722	18,713
②								
③								
(2)活動指標	①	人	21,020	22,106	22,492	22,939	23,040	
	②							
	③							
(3)成果指標 ※基本事業成果指標等	①	%	38	31.7	29.8	28.7	29.9	
	②	円	6,652,042,667	6,801,107,148	7,283,066,527	7,642,457,972	7,889,198,301	
	③							
(4)施策成果指標	①	円	18,026	18,675	18,734	19,436	19,912	減少
	②							
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。								

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	生活習慣病が疾病全体の多くを占め、医療費の増大の大きな要因となっていることからメタボリックシンドロームに着目し保健指導を必要とする人を抽出するための健診の位置づけがされた。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度からは特定健診・保健指導が保険者に義務付けられている。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わるかが予想されるか	今後も生活習慣病から起因する、医療費は増大する傾向にある。特定健診は、生活習慣病の発症と重症化の予防を図り、保険財源安定の寄与する事業となっており、ますます重要性が高まる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	自己負担金1,000円だが、無料化を希望する個人要望あり。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3:高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ 高齢者の医療確保に関する法律では、医療保険者(市町村国保)に特定健診の実施を義務付けている。
	(2)目的妥当性	3:高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか、特定健康診査は、疾病の発症と重症化を抑制するために重要であり、国保財政の改善に必要な事業である。
	(3)公平性	3:高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 特定健診及び特定保健指導については、対象者に行っている。
	(4)有効性	3:高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか。同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 制度上のもので、廃止できない。
	(5)効率性	3:高い	(理由)コストがかかりすぎているか？ 事業費、所要時間を縮減する手段・方法はないか？ 妥当である。
	(6)総合評価	6. 精査・検証	(今後の方向内容) 法律で定められた健診であり、精査・検証しながら進めてゆきたい。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	未受診者対策 ①電話での受診勧奨を国保連合会の協力を得て行う。②40～59歳の未受診者に受診勧奨のはがきを送付。③消防団健診、職員健診、商工会健診、農家健診の受診結果の提供を依頼。④健診案内文に土曜日受診できる医療機関を載せ、働く世代に利用しやすいよう工夫し、また、予約の有無の項目を追加した。⑤保険証発送の封筒にも特定健診を受けるようPR文を載せる。⑥駅前の掲示板や公共施設にポスター掲示、医療機関にも啓発用パンフレットを置かせてもらうなど機会をとらえ、広く周知する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	受診率が29.5%から29.9%に若干増加。とくに1月に受診者が増加した。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	25年度は受診期間が変更になった為、健診期間の周知を重点に取り組む。①1月受診者に12月までに受けるよう電話で勧奨する。(約1,500人)②各公共施設にポスター掲示依頼をする。③前年度までの未受診者対策を継続実施。未受診者へのはがきの送付については40.45.50.55.60歳の節目の年齢に実施していく。④利用率向上のため、保健指導の案内を2か月分載せ利用しやすくする、来所できない人には訪問する、公民館・地区相談で保健指導できる回数を増やす。

※評価検討(1)～(5) 1:低い、2:普通、3:高い、4:あてはまらない

※総合評価検討(6) 1:終了、2:廃止、3:休止、4:縮小、5:改善、6:精査・検証、7:拡充

1 終了:事業が完了したので、終了する

2 廃止:事業を廃止する

3 休止:再開を前提に休止する

4 縮小:好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善:事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証:業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充:重点的に資源を配分し、規模を拡大する

鎌ヶ谷市事務事業評価表(事後)

事務事業No.35-15  
 記入日 平成25年5月23日  
 点検日 平成25年5月23日

事務事業(予算)名	介護予防一般高齢者支援事業に要する経費			作成課・係	健康増進課成人保健係				
政策名	1.1 誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくれます			施策	1.1.2 いきいきとした高齢社:	基本事業	1.1.2.1	高齢者の自立支援	
関連計画・根拠法令等	①介護保険法 ②鎌ヶ谷市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 ③健康増進法 ④いきいきプラン健康かまがや21								
事業区分	継続	前回総合評価	6.精査検証	実施計画掲載	無	行革推進対象	無	事業実施主体	3. 市
事業開始年度								平成18年度	事業終了予定年度
関連類似事業名					5	予算(項)	1	予算(目)	2
								0101	

1. 事業の目的	(1)事業の対象(誰を、何を対象としているか。範囲は。※補助事業等の場合は負担金・補助金の支払先も記入)	対象指標	指標名称(対象の大きさを表す)	データ出典
	65歳以上の市民およびその支援に関わるもの(介護保険利用者を除く)		①65歳以上の高齢者人口	業務取得
			②65歳以上の高齢化率	業務取得
			③	
(2) 事業の概要(手段、具体的な事務事業のやり方、手順、詳細を記入)	①元気アップ講座・・・各地区において運動、栄養、歯科の講座を3回1コースで実施。 ②元気アップカレッジ・・・市内全地区を対象に運動、栄養、歯科の講座と参加者の意識づけ向上のためグループワークを取り入れ5回コースで実施。 ③地区活動の中(老人会、談話室等)で、介護予防の啓発、普及を行う。 ④健康づくりのボランティア育成・・・●鎌ヶ谷レインボーズ(元気アップ講座終了者より今後も、教室運営ボランティアになる意志がある者を募集)●きらり元気づくりサポーター(体操を手段として用いながら健康づくりの日常生活を支援する人材を募集)	活動指標	指標名称(手段や活動内容を示す)	データ出典
			①元気アップ講座、元気アップカレッジの受講者数	業務取得
			②健康教育・相談実施人数	業務取得
			③ボランティア登録数	業務取得
(3)事業の意図(対象をどのようにしたいのか。どう変えたいのか。※どんなサービスニーズに応えるかでも可)	①要介護状態・寝たきりになることを防ぎ、健康に過ごすことができる。 ②身体機能の低下を予防し、要介護状態になることを防ぎ、いきいきと元気に暮らすことができる。 ③活動を通し、身体を動かすことの楽しさを実感し、健康づくりの大切さを広めていく。	成果指標 (基本事業成果指標等)	指標名称(意図の達成度を示す)	データ出典
			①二次予防検診受診者数	業務取得
			②特定高齢者決定者数(割合65歳以上高齢者数)	業務取得
			③	
(4)結果(どんな結果に結びつけるのか。※基本計画の施策の「めざす姿」との関わり)	高齢者一人ひとりの生きがいや、自己実現のための取り組みを支援し、QOL(生活の質)の向上を目指す。 病気で寝たきりにならず、健康な生涯を送れる人が増える。	施策成果指標	指標名称(結果の達成度を示す)	データ出典
			①介護保険認定者の割合65歳～74歳	業務取得
			②介護保険認定者数の割合75歳以上	業務取得
			③	

2. コスト・実績の推移	年度	単位	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	目標年度( 年度) 今後の計画総額
			決算	決算	決算	決算見込み額	予算額	
(1)総事業費 自動計算	コスト・指標	千円	2,411	1,142	1,449	1,369	1,776	0
	①国庫支出金	千円						
	②県支出金	千円						
	③市債・その他財源	千円						
	④一般財源	千円	2411	1,142	1,449	1,369	1,776	
(2)総所要時間(0.5単位) ①+②+③ 自動計算	①+②+③ 自動計算	時間/年	1327	1058	1284	1178	1326	0
	①正職員(時間内)	時間/年	480	674	673	680	990	
	②正職員(時間外)	時間/年						
	③非常勤職員	時間/年	847	384	611	498	336	

3. 指標の推移等	指標		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	目標年度( 年度) 将来目標値
	(1)対象指標	①	人	20,245	21,558	22,612	24,433	25,150
②		%	19.22	20.31	21.07	22.21	22.90	
③								
(2)活動指標	①	人	663	512	505	652	403	
	②	人	7,662	6,404	7,974	5,645	5,357	
	③	人	23	42	31	33	23	
(3)成果指標 ※基本事業成果 指標等	①	人	1,761	1,320	1,141	185	177	
	②	人	3953 (18.3)	3434 (15.2)	3872 (16.6)	3873 (15.9)	3824 (15.2)	
	③							
(4)施策成果指標	①	%	3.90	3.97	4.19	4.17	5.47	
	②	%	30	28.1	30.0	27.7	36.0	
	③							
(5)指標の推移に影響を与えるような外的な要因はあるか。それは何か。		成果指標①の生活機能評価を平成23年度から中止したため。						

4. 環境分析	(1)事業開始の背景・開始時の環境	平成18年4月の介護保険制度改革で要支援・要介護状態になることをできるだけ防ぐことを目的に、介護予防一般高齢者施策が位置づけられた。 ●元氣アップ講座・健康教育・健康相談・・・介護予防普及啓発事業として開始。 ●健康づくりのボランティア育成・地域介護予防活動支援事業として開始。	(2)過去5年間で事業を取り巻く環境はどのように変わったか ※新規は記入不要	①65歳以上の高齢者人口、高齢化率がともに増加している。 ②介護保険認定者割合が65歳～74歳、75歳以上ともに増加している。
	(3)今後事業を取り巻く環境はどのように変わることが予想されるか	高齢化がさらに進み、生活機能の低下を起し、要介護者が増加すると考えられる。それを防ぐためにも、介護予防に関する基本的な知識の普及や健康づくり教室を実施し、高齢者自らの健康づくりが必要となってくる。	(4)事業について市民や議会の意見(市民意識調査、個別要望・意見)	①元氣アップ講座は、1回だけでなく継続的に参加するので、生活全般について振り返り、気付きができた。 ②運動については、毎年継続してほしい旨要望がある。

5. 評価・検討	(1)行政関与の妥当性	3: 高い	(理由)なぜ、市が関与する必要があるのか？ できる限り要支援・要介護状態にならないよう、介護予防を重視したシステムの確立を目指し、介護保険法が改正される。改正の中に、一般高齢者施策の介護予防普及啓発事業・地域介護予防活動支援事業として定められており妥当といえる。
	(2)目的妥当性	3: 高い	(理由)事業の目的は上位の施策にどのように結びついているか。 ①②健康教育、講座を受講することにより、身体機能の維持・向上がみられ、誰もが健康に暮らせ満足できる生活が送れることへとつながり、目的の妥当性は、高い。③ボランティアが健康づくりの必要性を理解し、周りに伝えていくことは、住民1人1人が健康づくりの実践者ということにつながり、目的の妥当性は、高い。
	(3)公平性	3: 高い	(理由)対象は偏っていないか？ 必要となる対象を広げたり狭めたりできないか？ 市内65歳以上の高齢者全数を対象としており、公平である。
	(4)有効性	3: 高い	(理由)この事業を廃止した場合、施策達成に支障があるか、同じ目的を持つ他の事業はあるか？ さらに成果指標を伸ばせないか？ 参加することにより、生活の振り返り、生活の中で取り組めること、新しい知識・誤った知識の訂正ができ、個々の健康の維持・増進へとつながり、さらには、要支援・要介護状態を予防することにもつながり有効といえる。
	(5)効率性	3: 高い	(理由)コストがかりすぎではないか？ 事業費、所要時間を削減する手段・方法はないか？ ①②運動・栄養・歯科からアプローチすることで自身の生活の振り返り、気づきができ、今後に向けて実践できる。その結果、要介護状態(寝たきり等)を防ぎ、介護保険利用割合を維持し、医療費の削減につながるから効率的と考える。③高齢者やボランティアが健康づくりの力を獲得し、仲間に伝えることによって、生活習慣病や生活機能低下を防ぎ、増大する介護保険料・医療費の抑制につながり効率的と考える。
	(6)総合評価	6. 精査・検証	(今後の方向内容) ①介護予防に関する基本的な知識を普及啓発するために健康教育・相談の場で周知していく。②自分の住んでいる地域で参加できる各地域で事業を実施し、いきいきと元気に過ごすことを目指す。高齢化が進み、対象者は増えると考えられるので、多くの人が受講できるようなシステムの充実をはかる。③体を動かすことの楽しさ、健康づくりの大切さを広めていき、地域で活動できるようボランティアの活動を支援していく。

6. 改革・改善内容	(1)前回の事務事業評価で掲げた改革・改善内容	地区での実施以外に5回1コースとして、「元氣アップカレッジ」を新設する。日数が増加する分、健康づくりに対する意識付けを十分に行い、グループワーク等で健康に対する考え方や個人の達成度などを知る。また要望の多い運動の日数を増やすこと等により自らの健康に進んで取り組めるよう支援する。 なお25年度は、同窓会を実施し、経年による個々の状況を把握し、高齢者自らが健康づくりに取り組むことを支援する。
	(2)(1)に基づく取り組み結果	参加者が継続して健康づくりに取り組めるよう、地域で行っている体操の会につなげ、支援していくことができた。 地区での実施以外に5回1コースとして、「元氣アップカレッジ」を新設し、健康づくりに対する意識付けを十分に行い、グループワーク等で健康に対する考え方や個人の達成度などを知ることができた。また要望の多い運動の日数を増やすこと等により自らの健康に進んで取り組めるよう支援した。また、同窓会も実施し、健康づくりの意識に対する定着化を図った。
	(3)平成25年度に取り組む改革・改善内容	「元氣アップカレッジ」の新規参加者を増やすために、総合福祉保健センター、中央公民館、生涯学習センターにポスターを掲示し、周知を図る。高齢者支援課と連携し、第二次予防対象者の中で運動を希望している65～74歳に「元氣アップカレッジ」の案内を送付し、新規の参加者を増やしていく。「元氣アップカレッジ」の受講者にレインボースの活動のPRを行い、ボランティア活動への参加の意識付けを図る。

※評価検討(1)～(5) 1: 低い、2: 普通、3: 高い、4: あてはまらない

※総合評価検討(6) 1: 終了、2: 廃止、3: 休止、4: 縮小、5: 改善、6: 精査・検証、7: 拡充

1 終了: 事業が完了したので、終了する

2 廃止: 事業を廃止する

3 休止: 再開を前提に休止する

4 縮小: 好ましくない状況なので、規模を縮小する

5 改善: 事業実施方法等について、改善した上、継続する

6 精査・検証: 業務手法等について精査・検証の上、継続する

7 拡充: 重点的に資源を配分し、規模を拡大する